

緊急消防援助隊の活動における民間重機使用マニュアル

緊急消防援助隊岐阜県大隊が他都道府県で活動する場合、及び緊急消防援助隊の他都道府県大隊が岐阜県内で活動する場合における、民間（ボランティアを含む）が所有する重機（以下「民間重機」という。）の使用について、以下のとおり定める。

共通原則

受援市町村【指揮本部】の指示に従うものとする。

※緊急消防援助隊の活動における指揮系統について

消防組織法第47条1項では、応援側の隊員は受援側市町村長の指揮下で行動するよう定められている。よって、民間重機の使用を検討する際は、必ず受援市町村の指揮本部の指示に従う必要がある。

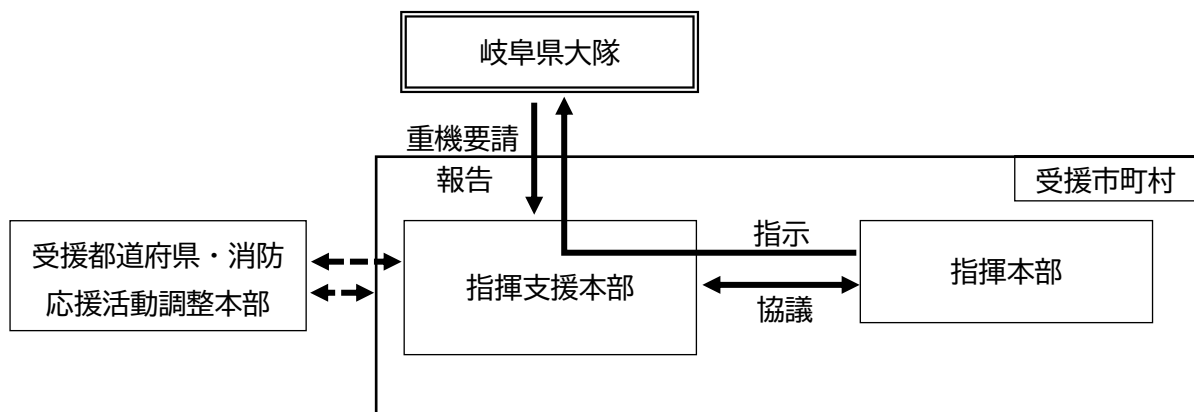
重機活用の手順

◇現地指揮隊が、活動上重機が必要であると判断する場合には、活動場所が所在する市町村（以下「受援市町村」という）の指揮本部に指揮支援本部を通じて要請を行い、その指示に従う。

また、現場で民間重機の存在を覚知しており、当該重機を使用したい場合は、所有者、所有者の連絡先、オペレーターの有無、車両に係る保険加入の有無とその内容（加入している場合）、その他受援市町村の指揮本部が必要とする事項について、受援市町村の指揮本部に指揮支援本部を通じて報告し、指示に従うものとする。

なお、オペレーターは原則として当該重機の所有者又は所有者が依頼した者とする。

＜本県大隊が他都道府県で活動する場合＞



受援市町村指揮本部の対応（本県が受援する場合）

受援市町村指揮本部は、現地指揮隊から民間重機の使用要請を受けた場合は、原則以下の対応とする。ただし別途市町村で定めている場合は、その定めに従うものとする。

重機活用の手順

【協定に基づく要請】

- ◇ 指揮者は、自市町村と建設業協会等の協定（以下「協定」という。）がある場合には、当該協定に基づき各関係団体へ重機を必要とする場所、必要車種、台数等を示し、調整を行うとともに、指揮支援本部と情報共有する。
- ◇ 指揮者は、手配後、直ちに重機を必要とする応援都道府県大隊長等に、車種、台数、オペレーターなどの必要な情報を連絡するとともに、現場までの搬入経路、所要時間について調整を行う。

協定により手配できなかった場合は、県（岐阜県消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）が設置されている場合は調整本部）に手配を依頼する。

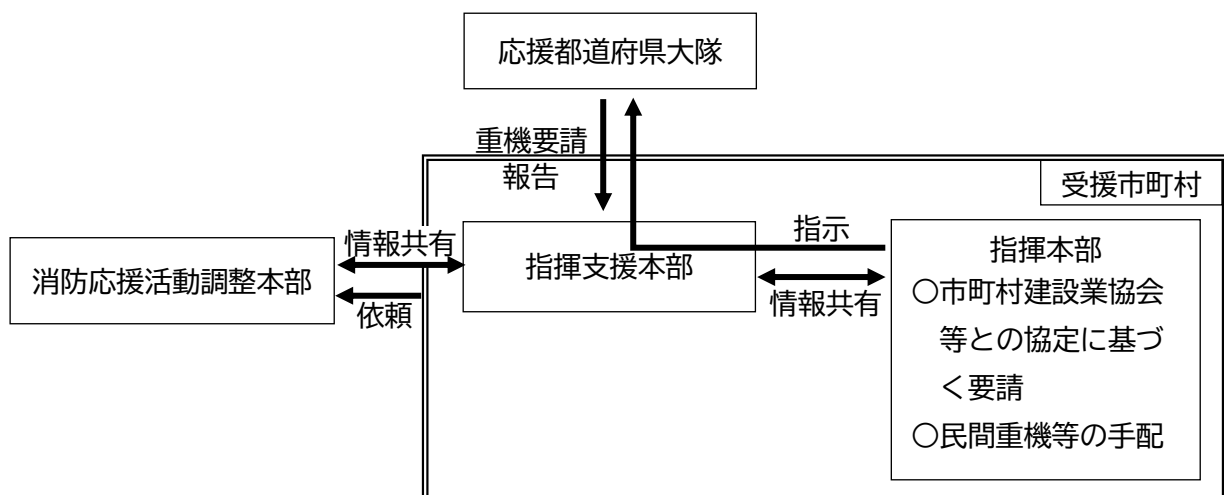
【現場に民間重機がある場合】

- ◇ 現地指揮隊から、活動現場またはその付近にある民間重機を使用したい旨の要請があった場合、指揮者は現場から送られる所有者情報を基に、所有者に対し、所有者が加入する保険の利用も含め、重機の使用について承諾を得るとともに、指揮支援隊長を通じて調整本部と情報を共有する。

現場で所有者情報が確認できない場合は、指揮者は所有者を特定し、保険の利用も含め、重機の使用について承諾を得る。

いずれの場合も、オペレーターは原則として当該重機の所有者又は所有者が依頼した者とする。

なお、重機の所有者が建設業協会に加入しているなど、協定の対象であれば協定に基づき要請する。



<注意事項>

※ 消防組織法第8条により「市町村の消防に要する費用は、当該市町村が負担しなければならない」とされており、消防活動中に生じた損害賠償経費は市町村の負担となる。また、受援市町村となった場合において、その指揮下で活動する他都道府県大隊の消防活動についても同様（R 2. 7. 1 7 日付け消防広第1 9 2 号）。

なお、（一財）全国消防協会が提供する「消防業務賠償責任保険」は、個々の隊員の活動で生じた損害に対しては補償されるが、重機や車両等に起因する事故は対象外となるため、別途当該重機が加入する保険等に対応する必要がある。

※ R 7. 1 現在、民間重機を活用し消防活動を行おうとする場合に、消防側（市町村）で加入できる民間重機の保険はない。

市町村が保険で損害賠償に対応する場合には、民間事業者の加入する重機の保険に頼るしかないため、民間重機を依頼する際は、民間重機の保険の有無と適応の確認、また、保険の使用についても所有者の承諾が必要である。

消防応援活動調整本部の対応（本県が受援する場合）

受援市町村において手配できない等、県の協定による要請を行う場合

重機活用の手順

- ◇ 調整本部は、一般社団法人岐阜県建設業協会との「災害応援協力に関する協定」または一般社団法人岐阜県解体工事業協会との「災害時の応援協力に関する協定」に基づき各関係団体へ協力を依頼するものとし、窓口である建設政策課に対し、重機が必要な場所、車種、台数等を示し、手配を依頼する。
- ◇ 建設政策課から重機派遣の連絡を受けた際は、受援市町村を通じて、直ちに重機を必要とする応援都道府県大隊長等に所要時間や車種、台数、オペレーターなどの必要な情報を連絡するとともに、現場までの搬入について応援都道府県大隊長等と調整を行う。あわせて、統括指揮支援隊・災害対策本部に情報を共有する。

